

第百五十五回国  
参議院  
総務委員会  
會議録第十号

平成十四年十二月三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月二日

辞任

渡辺 秀央君

補欠選任

田村 秀昭君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

山崎 力君

景山俊太郎君

世耕 弘成君

山内 俊夫君

伊藤 基隆君

高橋 千秋君

泉 信也君

小野 清子君

加藤 紀文君

岸 宏一君

久世 公麿君

椎名 一保君

谷川 秀善君

森元 恒雄君

奥石 東君

高嶋 良充君

辻 泰弘君

内藤 正光君

木庭健太郎君

山下 栄一君

八田ひろ子君

宮本 岳志君

田村 秀昭君

松岡満壽男君

国務大臣

総務大臣

又市 征治君

副大臣

総務副大臣

片山虎之助君

事務局副

常任委員会専門員

藤澤 進君

政府参考人

内閣法制局第三部長

梶田信一郎君

総務省総合通信

基盤局長

鍋倉 真一君

厚生労働省雇用

均等・児童家庭局長

岩田喜美枝君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山崎力君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、渡辺秀央君が委員を辞任され、その補欠として田村秀昭君が選任されました。

○委員長(山崎力君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

有線電気通信法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣法制局第三部長梶田信一郎君、総務省総合通信基盤局長鍋倉真一君及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎力君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎力君) 次に、有線電気通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は去る十一月二十八日に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○世耕弘成君 自由民主党の世耕弘成でございます。今回、問題になっておりますこのワン切り問題

というのは、急速に普及した携帯電話、これに伴って起こってきた社会問題の一つでありますけれども、ワン切り問題に先立つ形で、実は迷惑メール

問題というのかなり社会的な問題を引き起こしました。この迷惑メールに対しましては、前通常国会で実はこの総務委員会の委員長発議という形で、いわゆる迷惑メール法、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律を議決して、成立しまして、七月一日より施行されているわけでござい

ますけれども、この法律の一つの特徴として、送信から受信に至るまでの間に関与するいろんな人たちにいろんな役割を果たしてもらうというのが一つのこの法律の大きなポイントだったと思っております。

特に、携帯電話事業者とかインターネットプロバイダーにいろんな努力規定というようなものをお願いしているわけでございますけれども、七月一日の施行後、こういった関係者、電気通信事業者の協力度合いとか取組状況がどういふふう

なっているのか、是非、加藤副大臣、お詳しいですので、お伺いしたいと思います。

○副大臣(加藤紀文君) ただいま先生御指摘のいわゆる迷惑メール法、先生も大変中心人物として

御活躍いただき、この委員会の委員長提案ということで成立したわけでありますが、この法は、お話しのように七月一日より施行されました。

この法律を見ますと、電気通信事業者が迷惑メール対策に関する情報提供を行うよう努めるべきこと、及び迷惑メール対策に資する技術の開発又は導入に努めるべきことが定められておるところは御承知のとおりであります。これらの規定に基づきまして、携帯電話事業者及びプロバイダーにおいて迷惑メール対策の開発、導入に努めることとともに、顧客に対しその周知に努めていることと承知しております。

具体的には、「未承諾広告※」と表示されました電子メールのフィルタリングサービスを開始いたしました。また、あらかじめ指定したドメインやメールアドレスからのメールのみを受信する機能の件数の拡大、そして電子メールのヘッダー情報の受信者に対する提供等のサービスが開始されたところでもあります。また、これらのサービスに

関して報道発表を行うとともに、各電気通信事業者のホームページ等を通じて広く周知を図っているところであります。

以上、申しましたように、各電気通信事業者においては着実に措置を取っているものと考えております。

○世耕弘成君 私もいろいろモニターをしておりますけれども、やはり特に携帯電話事業者を中心に今一定の取組が行われているかなと思っております。ただ、一方で、やはりこういう違法なメールを送っている業者を今後追いつめていく中で

は、特にインターネットプロバイダーの協力、それが発信しているのか突き止めるのか、そういうところが非常に重要になると思っておりますから、これから業界の協力をよく要請していった

きたいと思っております。

さてこの法が施行されて以降、一時期はどうも迷惑メールの数というのは激減したようですけれども、どうも最近、元の水準に戻っているんじゃないか、この法律、効果がなくなってきたんじゃないかというような一部専門紙での報道等がございます。

あるいは、これは必ず法律と省令で、タイトルを「未承諾広告※」としなきゃいけない、その「未承諾広告※」というのをネットワークで、携帯電話事業者側で判断をして、そういうのを正に、先ほどおっしゃっていたフィルタリングを掛けて受信者に届けないようにしているわけですが、この「未承諾広告」というのを「未」を「未承諾広告」としてみたり、未承諾と米印の間にスペースを入れたり、この辺を勝手に変えて正確に記載しないでフィルタリングを通り抜けているというような悪質業者がいるということも聞いていますけれども、その辺の事実関係はどういうふうに把握されていますでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 先生御指摘のとおり、法律が施行されてから、この表示義務と、それから電気通信事業者の、先ほど副大臣が御答弁になりましたフィルタリングサービスが相まちまして、実際に受信者に届くメールの数は減少しているというふうに承知をしております。これはある携帯電話事業者の調査でございますけれども、携帯電話に受信する迷惑メールの数は約60％減少したという報告もございます。しかし、今御指摘ございましたように、最近は法律に義務付けられているこの「未承諾広告※」の表示を正しく行わないでフィルタリングをかくぐって送信するものが見られるのも事実でございます。

私どもとしては、本法律に定めます指定法人で日本データ通信協会、これに寄せられました受信者の方からの情報提供に基づきまして、この「未承諾広告※」の表示義務違反を始めとする法律違反のメールの送信者に対して警告メールを送信しておりますが、本年七月から十一月末までに送信した警告メールの数は二千三十九件というふ

うになっております。

○世耕弘成君 随分通り抜けている業者がいるわけでございます。しかも、これは明らかに我々この委員会が発議して作った迷惑メール対策法違反対策をしますので、是非とも厳正に対処をしていただきたいと思っております。

特にこの議員立法で総務大臣にいろんな権限を差し上げたというか、お渡ししております。特に、措置命令ですとか、報告聴取ですとか立入検査ですとか、あるいは事業者団体への指導、助言といったいろんな権限をお与えしたわけですが、これも、これが今どの程度活用されているのか、あるいは今後どこまで踏み込まれる予定なのか、お伺いしたいと思います。どうぞ、副大臣。

○副大臣(加藤紀文君) 今、先生が御指摘のこの法律上の、十三条において指定法人ということでは、財団法人日本データ通信協会を七月十日に指定いたしました。この協会では、迷惑メール相談センターというものを設置いたしましたして、電子メールの利用者からの相談に電話等で応じるとともに、この法に違反するメールに関する受信者からの情報提供を受け付けているところであります。このセンターに七月一日から十一月末現在であります。が、相談や情報提供は約八万件寄せられております。

また、十一條によりまして、電気通信事業者の団体に対する指導及び助言に基づきまして、総務省といたしまして電気通信事業者団体に同法の周知を図るように求めています。これまで、電気通信事業者団体においては、会員に対する説明会を開催するとともに、周知用のパンフレットを作成して電子メールの利用者等に配布しているところであります。

先ほど局長の方から答弁がありました。迷惑メール相談センターに寄せられた情報に基づいて、総務省ではこの法に定める義務に違反している送信者に対し警告メールを送信しているところではありますが、七月十日から十一月末現在、二千三十九件の警告メールを送信しております。これまで、送信者に対する報告や立入検査あるいは措置

置命令を行った例はございませんが、警告メールを繰り返し送信しても改善が見られない場合には、命令を発するなど、法に基づき厳正に措置してまいります。

○世耕弘成君　八万件的相談や情報提供があると  
いうことは、やはり社会的に困っている人、ある  
いは関心を持っている人が多いということですか  
ら、是非とも法律で与えられた権限を正當に行使  
をしていただきたい。特に、この措置命令とい  
うのを出していただければ、これに違反した場合は  
すなわち、もう次は罰則が待っているわけでござ  
いますから、厳正に対処していただきたいと思  
います。

続きまして、ワン切りについてお話をしたいと思いますが、実は、ワン切り問題で関西地方で大幅な電話のふくそうが起こった直後、我が自民党の電気通信調査会でもこのテーマに関してどう取り組むかということを議論いたしました。

その中で、当時、私は個人的に、取組方の方法としては三つあるんじゃないかということで、三つ、その調査会へ提言をさせていただきました。

まず一つが、電気通信事業法、この法律の中で端末機器の機能について総務省がちゃんと規定ができるようになっていゐるんです。ある一定の機能を制限することができんです。これ、実はモデムなんかにはそういうのが適用されていまして、幾ら特定の番号へつなごうと思つても、一定時間の間に一定回数以上はつなげないようになっていゝるなんという規制はもう今現実に運用されていゝる

わけてございますから、それを活用して、ワン切りのようにたくさんのところへ通話を成立させなければならないというのがある。制したらどうだというのが一点でございました。

そして、二点目は、実は、この迷惑メール対策法の中にございます、メールで無作為に、ランダムにいろんなあて先に送ること自体、この迷惑メール対策法、実は規制をしておりませんから、この迷惑メール対策法の考え方を援用して、メールアドレスを電話番号という形に書き換えればこの

ワン切りの対策もできるんじゃないかと、この迷惑メール対策の一部をうまく活用した新法を作ったかどうかというのが二点目でした。

そして、三点目が、この有線電気通信法の範圍を拡充してワン切りに見えるようにしたらどうだ  
と。

この三点を提言をさせていただきましたが、結果としては総務省は、そのうちの一つ、この有線電気通信法の改正という形を選択されたわけでございますが、この三点、検討された経緯とか、どのような判断でこの有線電気通信法だけでワン切りの規制をされようとしているのかについて、加藤副大臣から伺いしたいと思います。

○副大臣(加藤紀文君) 先生御指摘のとおり、先般、七月十五日と二十九日、二度にわたりまして、大阪府及び兵庫県の一部のエリアでワン切りを原因とするいわゆる電話ネットワークのふくそうが発生いたしました。約五百万回線の電話が四時間以上にわたりましてつながりにくくなった事態が起こったことに踏まえまして、総務省といたしましてもその対策を講じているところであります。先生御指摘の一問目といえますか、三点御指摘がありました最初の端末機器の技術基準の嚴格格化、これに關しましては、電気通信ネットワークに接続できる端末の技術基準というのを端末設備規則という省令で定めているところであります。が、ふくそう対策に資する技術基準の在り方について、現在、情報通信審議会において鋭意検討しているところであります。

また二番目、三番目の御指摘であります有線電気通信法の罰則をワン切りに対応できるように改正すること、またソフトを用いた架空電話への対応を発信を禁止することにつきましては、自動的にワン切りを行う機能を有する装置を用いてワン切りを行った者を処罰するという改正をすることとして、正に現在御審議をいただいている最中でありますが、先生の御指摘に沿った対応を行ってきたものと考えております。

○世耕弘成君 是非、この端末機器の技術基準の

厳格化というのもこれ非常に有効だと、特に今後出てくるものに関しては有効だと思えますので、取り組んでいただきたいと思います。

最後に、片山大臣にはお伺いしたいんですけれども、今回は、この関西におけるふくそうというのはたまたまワン切りの業者がやって起こったものでございますけれども、これが一、このワン切り業者と全く同じ技術を用いて、例えば悪意を持って、例えば東京の中心部の兜町かいわいの電話を麻痺させてやろうと。その上で、何か株が暴落するとかそういう情報を流したりしたら、これは正にテロができるわけでございまして、私は、非常にこのワン切りの技術というのは悪用されると恐ろしいことになると思っておりますけれども、こういう正にサイバーテロのような形でワン切りが行われた場合どういう対処をされる方針をお持ちなのか、大臣から最後直接お伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 今、世耕委員言われましたように、もし一定の意図を持ってワン切りを悪用して、今言われましたようなネットワークを攻撃して一種のサイバーテロ的なことを起こそうと思っても、まあやってやれないことはないという、そういう危険性もあるわけでありまして、私どもの方としては、内閣全体でセキュリティ全体の厳重な基準を作っていくということとを今考えておりますけれども、当面は情報通信ネットワーク安全・信頼性基準というものを厳重にしていながら、電気通信事業者の皆さんにそういう設備をやってもらう、それについて税制で優遇していくと、こういうことを考えておりますし、それから広く、事業者だけでなく万般にファイアウォールその他の設備をやる者についても税制を中心に優遇を考えていくと。

基本的にはやっぱり技術基準をしっかりすることとでございますので、私どもの方の研究所や役所も研究会を作るなり、そういうことを今後ともやっていきたい。しかし、内閣全体として、私どもだけでなく警察庁やその他も入れて、サイ

バーテロに対しての対応はしっかりやっていきたいと、こういうふうにご考えております。

○世耕弘成君 以上、終わります。

○内藤正光君 おはようございます。民主党・新緑風会の内藤正光でございます。

本日、三十分ですが、ワン切りについて質問させていただきますと思います。

言うまでもないことではございますが、今回の法改正の契機になったのは、ワン切りがNTTのネットワークに障害を与えたことだと思えます。それを踏まえて十三条の第二項が新たに設けられたと。そしてまた、先週でしたか、大臣の提案理由を読みますと、「電気通信ネットワークの安全及びこれに対する国民の信頼を確保するため」というふうに書いてあります。

こういった十三条二項とか、あるいはまた提案理由を読んでいますと、うがった見方をすると、NTTが設備容量を拡大するというのもワン切り問題を解決する一つの方法なのかなと読めてしまうんですが、そういう認識ですか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 今回の法案はいわゆるワン切り、これは、先生、釈迦に説法ですけれども、着信履歴にコールバックさせて有料の音声サービスを開かせることを目的に、特殊な装置を用いて、不完了呼といえますけれども、そういうものを発生させるワン切りがネットワークのふくその危険を生じさせるということで、このワン切り行為そのものに罰則を科するというものでございます。そうすることによりまして、これ直罰でございますから、この法律が施行されれば抑止効果が働くというふうに考えております。

したがって、この法案の効果として、ワン切りを受信することによる利用者の被害もなくなっていくというふうにご考えておまして、その意味でこの法案は利用者をワン切りによる被害から守るということで、安心して電気通信サービスを利用していただけるようにするための法律であるというふうに私も考えております。

○内藤正光君 確認したいんですが、十三条二項

に規定されたワン切りという行為は、たとえシステム障害が起これなくとも、引き起こさなくとも、行為自体が違法であるという認識でよろしいんですね。

○政府参考人(鍋倉真一君) そのとおりでございます。

○内藤正光君 ならば、この法案の仕組み自体、このシステム障害というのを重点を置いているように見えてしょうがないんですが、私はむしろ真つ正面からワン切りという悪質な行為自体に対峙すべきではなかったかというふうに思っています。その点いかがでしょうか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 私どもは、そのワン切り行為そのものに、先生がおっしゃる意図でやっているとこのように私も認識しております。

○内藤正光君 いや、私が見るところ、どうもちょっと本質を巧みに外しているんですね。

では、ちょっとお伺いしますが、現行法でもそうですし、また改正案でもそうなんですが、有線電気通信事業者がワン切りを悪用した業者の住所、氏名等のいわゆる発信者情報ですね、被害者に知らせることができない仕組みになっているんですが、それはなぜなのでしょう。

○政府参考人(鍋倉真一君) これも先生、釈迦に説法かもしれませんけれども、事業法で通信の秘密ということで、これは通信の秘密というのは通信の内容にとどまりませんで、通信の当事者の住所ですとか氏名ですとか、あるいは発信場所とか通信の構成要素、あるいは通信の回数、通信が存在したかどうかも含めまして保護の対象になるというふうに考えられております。

ですから、この通信の秘密については厳格な保護の対象とされておりますので、現在ですと、その裁判所の令状が発付された場合、それもその令状で特定された範囲ということで提供されるというふうにご考えておまして、電気通信事業者が任意に開示することは許されないというふうに思っております。

ですから、電気通信事業者がワン切りを受信して被害を受けた者から開示を求められましても、原則として応じることは許されないというふうにご考えております。

○内藤正光君 内容のみならず、いわゆる発信者の名前、住所、発信回数等いわゆる外形的な情報ですね、これすらも保護の対象になるということですね。

ちょっと大臣に見解をお尋ねしたいんですが、ワン切りによる典型的な被害はどういうものか。迷惑だなどという程度で済めばまだましなんです。実際に、ワン切り業者、取立てが、取立てを恐れてお金を払ってしまう。後から、ああ、これは私もワン切りの被害に遭ったんだということでお金を戻してもらわなきゃいけない。民事訴訟を起したい。

じゃ、果たして今の法体系の下、民事訴訟が起せるかということなんですが、加害者である発信者の住所とか氏名が全く分からないわけですね。ということは、裁判所から訴状が送達できない。現在、民事訴訟を起そうとしたら、加害者匿名のまま起せないわけですね。加害者を特定する必要があるわけなんです。裁判を起す、例えば私が加害者を特定しなきゃいけないということでは、現行、加害者の何の情報も明らかにされていない状況では民事訴訟が起せないんです。

私は、悪質業者のいわゆる通信の秘密なるものが、かえって善良な市民から憲法で保障されている裁判を受ける権利、これを奪ってしまっているんじゃないかと思うんですが、こういった現状に対しては、大臣、どういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) 内藤委員言われますように、この今の通信の秘密というのは、もう物すごく厳重に守られるような仕組みになっていますね。

しかし、それはそれだけの私は理由があると思うんですが、そういうことで、このワン切りみたいなものとのその接点、調整というか、調節の具合をどうするかというのは大変大きい

問題だと思えますね。容易には特定できないんです。

ただ、このワン切り行為そのものを処罰の対象にしておりまして、ワン切りだと思われたいら、捜査当局や検察当局に受けた人が言えはいないですね、告発という大きなことで。そこで捜査当局や検察当局は今状を出すことになれば相手は特定できるんですね。そうすると、相手が特定できればいろんな対抗手段があると、こういうことでございますが、そこまでは、一般的なということについて通信の秘密を犯すようなことは今はできないと、こういうことになっていまして、令状が出ればいいと。令状なしでもやる場合には正当防衛か緊急避難か、限定された、法律に何か書いてなきや駄目だと、こうなっていますからね。

この辺はそれで私はやむを得ないのかなと思えますけれども、いろんなケースが出てきて、それが一つの国民の合意になれば、私は通信の秘密も少し変形してもそれはやむを得ないんじゃないかと、内藤委員に近いようなことも思っています。

○内藤正光君 確かに刑事裁判、刑事訴訟は起こせません。ただ、民事訴訟は全く起こせないんですね、相手が特定できないわけですから。私はこれは大きな問題だと思えます。憲法で言う三十二条ですか、何度も言うようなんですが、裁判を受ける権利、これを善良な市民から取り去ってしまうということになる、私はこれ大変な問題だと思えます。

この辺の問題も含めて議論をしていただきたいんですが、よろしいですね。

○国務大臣(片山虎之助君) だから、刑事告発みたいなことで、刑事上の手続は取れますよね。それで特定できたら民事訴訟起こしやいいんですよ、特定できたら。プラス民事訴訟を私は起こせばいいと、こういうふうに思いますが、そこまではないかなとかなかなか起こせないというところは、内藤委員が言われるように、憲法上の権利としていささか制約的ではないかという御見解も分かります。

ないでもないと思えますけれども、今の解釈はそういうことになっていきますね、今の立法は。

○内藤正光君 そこで、電気通信関連法のコメントールを見てみますと、秘密の保護に関連してこういうことが書いてあるんですね。有線テレビジョン放送又は有線ラジオ放送は、有線電気通信ではあるが本条の規定、つまり通信の保護の規定は適用されない。これはなぜかといえば、有線テレビジョン放送又は有線ラジオ放送が、公衆すなわち不特定の者によって直接受信されることを目的とするものであるから、その性格上開放的であつて秘密性を持つものではないから、だから有線電気通信であつたとしても通信の秘密というものは適用されないということを言っているわけですね。

一方、ワン切りというものはどういふことかといえ、先ほど鍋倉局長の方から御説明もあつたように、不特定多数の携帯電話利用者にばつと電話を掛けて着信履歴を残し、そして後で有料メッセージを聞かせるものなんです。そして、このメッセージ自体は着信履歴を持つ者だつたらだれだつて聞けるわけなんです。その内容自体に秘密性が決定的にあるものとは言えないんです。内容はもう明らかなんです。そういう意味から考えると、私はこれ極めて放送に近いものではないかなというふうに思っています。

ということ、私は九条の対象外ではないかと、通信法の九条の対象外ではないかと。したがって、発信者情報を被害者に伝えたとしても私は何ら問題ないというふうに考えますが、いかがでしょう。

○政府参考人(鍋倉眞一君) 有線ラジオ放送あるいは有線テレビジョン放送というのは、これは一時に多数の者に放送するいわゆる有線を用いた放送です。放送と定義しております。放送です。じゃ、迷惑メールは何なのかということですが、確かに、確かに同一の内容を送信はしておりますけれども、それを多数の者に送信をするということはございますけれども、あくまでも一つ一つ

を見ると一対一の通信が多数行われた場合にすぎないということ、これは放送ではございませぬ。ということ、やはり通信の秘密というものが厳格に掛かってくるというふうに考えております。

○内藤正光君 鍋倉局長がさっきおっしゃったことは、最近、昨今の通信技術の向上に伴つて通信と放送が融合してきて垣根が低くなった、こういった現状を全く無視した御答弁ではないかなと思つていますが、これは後ほどいろいろ議論させていただきますかと思つています。

そこで、ちよつと法制局さんも来ておりますのでちよつとお伺いしたいんですが、結構、郵政省、旧郵政省、いい報告書を出しているんですね。この平成十一年の二月に出された研究会の報告書でこう書いてあるんですね。「発信者情報と通信の秘密」という項目のところでこういうふうにしてあるんです。基本的には、憲法の基本的人権の規定は、公権力との関係で国民の権利、自由を保護するものであると考えられ、憲法上の通信の秘密は私人である電気通信事業者等へは直接的な適用はなく、電気通信事業法等の通信の秘密に関する規定が適用されるというふうに考えられると。そこで憲法で言う通信の秘密と、通信法で言うところの通信の秘密、ちよつとこの辺区別して理解して、そしてこういうふうになっているわけですね。

法制局さんにお伺いしたいんですが、一応郵政省の、旧郵政省の研究会はこういう見解を出しているんですが、法制局さん、この点についてどのようにお考えなのか、改めてお伺いします。

○政府参考人(梶田信一郎君) お答えいたします。今、先生のお尋ねの中でありました研究会の報告書、具体的に私承知しておりませんが、お尋ねありました憲法第二十一条第二項の通信の秘密に関する規定、これを含めまして憲法の自由権の基本権の保障の規定につきましては、基本的には国家権力あるいは公権力に対して国民の自由や平等を保障するという趣旨の規定であると考えられますので、私人間には直接には適用がないというふう

に解しておるところでございます。

○内藤正光君 だから、憲法上で言う通信の秘密というのは私人であるところの電気通信事業者には直接の影響はない、適用はない。ですから、総務省としては、憲法で言う通信の秘密というものを尊重しながらも、どうあるべきか総務省として検討を深めていくということよろしいんですね。

○政府参考人(鍋倉眞一君) 基本的にはそういうことだと思つています。

○内藤正光君 そういつた法制局さんの見解を踏まえて、もう大臣を筆頭に、総務省として、本当に通信の秘密は何なのか、これからどんな議論を深めていたいただきたいわけなんです。そこで、先ほど、揚げ足を取るわけではありませんが、鍋倉局長が、迷惑メールにしろワン切りを、あれは結局は一対一の通信だということをおっしゃった。それについてちよつと議論をさせていたいただきたいんですが。

確かに、最近の通信技術の発展で私たちの生活の利便性は向上している。しかし、その陰でワン切りだとかあるいは迷惑メール等の問題が社会問題として浮上してきているわけなんです。どうしてこういう問題が最近浮上してきたのか。いろいろな理由があるかと思いますが、例えばインターネットの出現というのはちゃんと着目しなきゃいけない。

インターネットの出現によってどうなったかという、個人個人、個々人の情報発信力が格段に向上したということです。格段に向上したということはどういふことにつながるかとすると、さっきも言ったように、通信と放送の融合ということ、垣根がなくなりつつあるわけですね。だから、もつ今の時代、これが通信ですよ、これが放送ですよということは言えなくなつた。それこそ小泉メールマガジンがいい例だと思つています。確かにそれはメール、一対一の通信です。ところが、それを送信しているその数たるや、詳しいことはよく知りませんが、百万とか何百万という数だと思

います。こうなってくると、地方のケーブルテレビをしのぐようなものになっているわけなんです。もうこれ放送と言っても私は全然間違いないと思います。

そこで、考えなきゃいけないのは、通信というのは何を大事にしなきゃいけないのか。やはり通信の秘密なんだろうと思います。じゃ、片や放送は何を大事にしなきゃいけないのかといえ、やはり公共性だろうと思います。で、先ほども何度も繰り返しておりますように、通信と放送の垣根がなくなり、融合しつつあると。そうすると、放送の性格を持った通信というのがこれからどんどん出てくる。この一つがメールであり、そういったものであると思いますが、そうするとやはり通信の秘密とばかりは言っていられないかなと思うんです。通信の秘密も大事なんだけれども、片や公共性とかそういう観点、バランスを考えなきゃいけないわけです。

確かに、メール、迷惑メール、その一件一件を見れば確かに通信です、一対一の。だけれども、迷惑メールにしろワン切りにする、従来型の一対一の通信かという、そうじゃないんです。もうかなり放送の性格を帯びているんです。だから、いつまでも、これは通信だから通信の秘密を大事にしますよなんて言ったら、これはもう時代後れの答弁と言わざるを得ないんです。やはり時代にマッチした検討を深めていかなきゃいけない。その上でちゃんと御答弁をいただきましたわけなんです。

そうすると、当然のことながら、迷惑メールも当然のこと、ましてや今回の法律によって、迷惑メールは元々違法なんです、ワン切り行為そのものも違法になったんですね。なぜワン切りが放送かという、基本的には不特定多数の者にばつと着信履歴を残して、後から内容を聞いてもらうわけですから、これはある意味では放送の色彩を持っているものだと私は言えると思います、ワン切りも。迷惑メールも言うまでもないことなんです。

そうなってくると、当然のことながらなんです。通信の秘密というものも、少なくともワン切りだと迷惑メール等についてはある一定の制約を受けるべきだと考えるのが合理的だと考えるんですが、その点、大臣、そしてまた法制局さんのちよつと見解をお伺いしたいんですが。

○国務大臣(片山虎之助君) 言われるように、やっぱり通信と融合が、似てきていますよね。通信的、まあ放送の通信ですが、今のワン切りなんかそれに近い、それから通信の放送というのもあるいは出てくるのかもしれないし、垣根がだんだん低くなって近寄っていることは事実ですね。

しかし、そうであっても、やっぱり通信と放送はまだ法律の世界では一対一か不特定多数か、こういうことがあり、しかも委員が言われるように公共性というものがそこには介在しておりますよね。しかし、言われるように、融合してきて放送の通信ができた場合に、それが公共の福祉に違反すると大変な重大な侵害になると、こういうものについては、今までどおりの古典的な通信の秘密をいつまでも確保していかなきゃいかぬかどうかという議論が私は確かにあると思いますよ、状況は変わってきたんだから。今までの画然と通信と放送が分かれたときの通信の秘密を守ること、それは状況が私は変わってきていると思います。

ただ、そこで、どのくらいの制約なら公共の福祉を通信に、放送の通信に認めることができるか、これは大変議論していかなきゃいかぬと思いますので、私も、こういう事態を踏まえて、少し研究会でも作りましてそういうことの議論を少し深めていただこうかと、こういうふうな思いなんです。現在の、今の立法あるいは我々の解釈はまあ古典的な解釈にさせていたきたい。しかし、状況は変わっていますから、状況に応じたこれからの法制的な研究を含めて深めてまいりたい、こういうふうな思っております。

○政府参考人(梶田信一郎君) 御質問は、公共の福祉のために必要がある場合におきまして、通信

の秘密に当たると考えられるような発信者情報を開示させるような立法措置を講ずることが憲法上許されるかどうかというような御趣旨のものと思われますが、そうした措置につきましてはまだ政府におきまして具体的に検討されておるわけではございません。

それで、一般論として、公共の福祉と基本的人権との関係についてお答えをいたしたいと思いますが、憲法十三条では、御承知のとおり、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」ということを定めております。この規定からいたしまして、公共の福祉のために必要な場合には合理的な限度におきまして国民の基本的な権利に対する制約を加えることがあり得るものというふうに解されます。

また、その場合における公共の福祉の内容とか制約の可能な範囲等につきましては、立法目的等に依りまして具体的に判断すべきものというふうにお考えをしております。これまでの最高裁の判決におきましてもこのような見解を取っていると承知しております。

○内藤正光君 発信者情報を開示するかどうかという問題は、迷惑メール、そしてまたワン切りのみならず、昨年審議をいたしましたプロバイダー法でも未解決の問題として残っているわけですね。先ほどから私るる申し上げておりますように、発信者情報を開示しないということは、例えば国民の裁判権を奪うなど、これは救済するための法制としては致命的な欠陥を私は持っているんじゃないかなと思うんです。

そこで、諸外国はどうかという、例えばイギリス、ドイツ、フランス等はいろいろ迷惑電話等、迷惑通信等に対して、があった場合、ちゃんと発信者情報を開示する手続を設けているわけですね。

また、EU、広くはEUのことについて簡単に申し上げるならば、確かに一方ではプライバシー保護に関する欧州議会だとか欧州理事会指令等で

プライバシーを保護する、通信の秘密を保護するために力を尽くしているんですが、その一方で、同じ指令においてですが、迷惑通信があった際には発信者情報を開示する手続の制度化を加盟各国に義務付けているわけです。つまり、EUの諸国は、一方では通信の秘密を守らなきゃいけないけれども、やはりそうはいないながらも、もう一方では、迷惑通信等があった場合、発信者情報、こちらを尊重しつつなんですが、開示するような手続を取らなきゃいけない、制度化しなきゃいけないということで努力をしているわけなんです。

じゃ、一方、日本はどうかという、私は大変高く評価しているんですが、平成十一年度の二月一日に旧郵政省のときに大変すばらしい報告書を出した。その後、どうなっているのかという、私ちよつと見当たらないんですけど、それを踏まえて、この点に関する現状、そしてまた今後、先ほど研究会を立ち上げたたいと大臣自らおっしゃっていたいたわけなんです、検討の方向性なりスケジュールなり、あればお答えいただきたい。私は、大臣のリーダーシップで進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょう。

○政府参考人(鍋倉真一君) 旧郵政省のときに、十一年に研究会をやりまして報告書を出しておりますけれども、先生言われるように、いろいろ発信者情報開示ということについて研究をいたしました。

それで、例えば行政機関が発信者開示をさせるとか、あるいは第三者機関を設けるとか、いろいろ検討しております。行政機関がやるというのは、なかなか、通信の秘密の問題等もございましてなかなか難しい。それじゃ第三者機関を設けようかというふうなことも検討しましたが、先生、ちよつとお言葉を返すようでございますけれども、プロバイダー責任制限法、いわゆるプロバイダー責任制限法においては、厳しい要件の下ではありますけれども、発信者情報開示の請求権を初めて設けました。これは、この法律によって初めて発信者情報の請求することができるようになって

たわけでございます。

この場合は、これもまた釈迦に説法でございますけれども、いわゆるインターネット上の掲示板みたいなところで、いろいろな誹謗中傷ですとか、あるいはプライバシーの侵害ですとか、いろいろな誹謗中傷等が乱れ飛んでいると。そういう方々の被害を救うということで、物すごい厳格な要件はございますけれども、発信者情報開示の請求権を認めたということでございます。

これは、先生先ほどからお話をされているような、公然性を有する通信ということで不特定多数、確かにそのとおりでございます。不特定多数が見れるような、一気に見れるような情報でございますので、そういった被害も非常に深刻になるということで発信者情報開示というものを認めたわけでございます。認めたというか、そういう一定のルールを作らせていただいたわけでございます。

その際にいろいろこのレポートを基に検討いたしました。当初は、この法律、プロバイダー責任制限法を作るときに第三者機関を設けるとかいろいろ検討はいたしましたけれども、やはりいろいろな立法上の制約あるいは法律上の問題もございまして、このプロバイダー責任制限法のような発信者情報開示の請求権のような形に落ち着いたというところでございまして、この研究会をそのままはつておいたのではなくて、これを基に実はプロバイダー責任制限法というものの検討をしたというところでございます。

今後、大臣の御指示もございしますので、それ以外、これは要するに、もろに掲示板ということと不特定多数に公然性を有する通信でございまして、迷惑メールとかあるいはワン切りというのは、それとやはり異なると思います。

ただ、先生がおっしゃいましたように、通信と放送の垣根がなくなってきたというところ、これもまた事実です。ただ、典型的な放送というのは一対多数を同時に送るものですから、これは古典的な解釈ですけれども今歴然とある解釈で

す。一対不特定多数に同時に送るといふのを放送と言っております。これについては表現の自由というのが一つの大きなメルクマールになっております。一対一の通信、これは電話が典型的ですけれども、これは通信の秘密というのがあるというところで、全く違う保護法益になっているわけ

です。それが確かにインターネットの時代になって重なる部分というものは出てきていますけれども、やはり世界各国どこを見ましても通信に分類するか放送に分類するかをしております。第三の道を探ったものもございましてけれども、なかなかこれはうまくいっていない。というのは、両方哲学が違うからでございます。

そのところで、プロバイダー責任法については、掲示板、不特定多数にそういう通信をするものについて初めて風穴を空けたということ、じゃそれより違う一対一の通信、我々は一対一の通信とっておりますけれども、多数に一対一の通信をするような形態、迷惑メールですとかワン切りというのは、これはなかなか非常な慎重な検討が要るんじゃないかと思っております。ただ、大臣の御指示もございしますので、研究会を設けてこういうものも検討していかなきやいけないというふう

に思っております。

○内藤正光君 まだいろいろ質問したかったんですが、時間もありません。ちょっと大臣の決意をお伺いしたいわけなんです。

確かに、鍋倉局長がおっしゃるような、いろいろ問題があることは分かります。しかし、そもそのことを言えば、もう新しい技術が発展した今日、通信とは何なのか、放送とは何なのか、新たな定義が必要なのはです。古典的な定義にこだわっていたら全然時代に即応できないわけですから、そういうことも含めて、この通信の秘密の在り方、保護すべきものは何なのか、そういったものを早急に研究会を設けて検討を進めていっていただけることをお約束していただけますね。できるならば立法化、その前に、例えば立法化に時間が掛かるのであるならば、違法性阻却となり得るよ

うなガイドラインを作るとか、そして何年か先にはすぐ法律を作るとか、そういったことはお約束していただけますね。

○国務大臣(片山虎之助君) とうとうたるIT化、インターネットの急速な普及や利用を含めてのとうとうたるIT化の中で、今までの物の考え方でいいのかどうかというのは確かにありますので、通信の秘密と公共の福祉の関係についてちょっと幅広く研究をしてみたら、そういうことの中で我々としてはどう対応するかを見付けてまいりたい。今、インターネットを利用する選挙運動を我々は考えているんですが、これもやっぱりそのところがいろいろあるんですよ。通信の秘密、公共の福祉、この辺の接点をどこに求めるか。そういうことでございしますので、研究会はいずれにせよ近々に立ち上げて、そういうことの対応を始めてまいります。

○内藤正光君 終わります。

○委員長(山崎力君) 速記をちょっと止めておいてください。

〔速記中止〕

○委員長(山崎力君) 速記を起してください。

○木庭健太郎君 公明党の木庭健太郎です。今日は、ワン切りの問題についてようやくこうやって法律によって一つの防止策ができると。迷惑メールのときも多少時間掛かりましたけれども、今回のこのワン切りの問題については比較的高く評価をしたいと思っております。

先ほど迷惑メールの話も少しあっております。既に施行した法律でございすけれども、この迷惑メールに関する法律、どんな方式でやっているかという、言わばオプトアウト方式というんですか、今のこの迷惑メールの問題については、受信者からの通信拒否の意思表示があった場合には以後の通信を禁止する方式、これが今の迷惑メールに対する方式としては取られているわけでございますが、先ほど実態の話もあっていたように、なかなか、そうはいうものの、防げるものも

あれば、逆にこの迷惑メールの問題、完全に解消できたかというところでもない。これをどうしていけばいいのかというのには様々な考えなければいけない問題があると思っております。一つのやり方になったとお聞きしております、一つのやり方だろうと思いますが、私はやはりこの迷惑メールの対策として、一つの方式としていわゆるオプトイン方式の問題も、やはりこの法律施行後時間がたってきた、その中でなかなか解消できない問題もある、そういった中で、このオプトイン方式の問題も検討すべき時期に来ているのではないかと、このように考えておるんですが、迷惑メールの今の現状を踏まえて、その辺についての御答弁をいただきたいと思っております。

○政府参考人(鍋倉真一君) 先生御指摘のとおり、今の現行法ではオプトアウト方式が採用されているところでございますけれども、このオプトイン、御指摘のオプトイン方式につきましては、望ましい限り広告メールを受信しなくて済むということ、迷惑メール対策としては非常に有効なものだというふうな考えられますが、その一方、電子メールによるマーケティング全体に対しても強い規制を課すことにならねないという問題がござい

ます。

現在、法律が施行されて五か月経過したばかりでございますので、このオプトイン方式の採用の必要性につきましては、今申しましたような問題点、それから効果というのはあるわけですが、その効果、あるいはインターネット市場全体への影響などを総合的に勘案して検討する必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

○木庭健太郎君 いつもこれは追っ掛けっこみたいなところもあるんですけども、こういう問題というのは、ただやはり、新たな事態に対して、次に対して手を打っていくというようなことを考えておかないと、なかなか問題の解消にはならないんじゃないかなと思っておりますので、様々な観点で、迷惑メールが今どうなっているかという

現状も把握しながら、やはりいろんな方法を考えていただきたと、このように思っております。今回のこのワン切りによる被害の問題につきましても、総務省は迷惑通信への対応の在り方に関する研究会において、この被害から消費者の保護策、救済の在り方についても多分研究会でもいろんな意見があったと思うんですが、研究会でどのような議論があったかということをお聞きしたいと思います。

といいますのは、例えば、この迷惑メールの問題等につきましては、いわゆる消費者の救済規定というようなものを実際設けているわけですね。ただ、今回の場合は、法律が有線電気通信法の一部改正ですから法律になじまない面もあるのかもしれないんですが、そういった規定が全くないうような問題もある。この点についてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(鍋倉真一君) 今、先生御指摘いただきました研究会、これ今年の八月から十月まで開催をいたしましたけれども、この中では、ワン切りを防止するために、制度面の対応、今これはこの法律でお願いをしているものでございますが、それ以外に、電気通信事業者による自主的な対応あるいは技術的な対応など、発信者側、受信者側、そのネットワーク全体における総合的な対応が必要であるという指摘がございました。また、総務省や電気通信事業者はその自衛策について分かりやすい周知に努めるべきであるというようにな指摘もなされております。

今御指摘のございました迷惑メールの法律と同様の規定をワン切りについて設けることにつきましては、今回の法改正が営利事業者がワン切りを行えば直ちに処罰をするというものでございますので、そういった面では再送信の禁止等の規定は設ける必要はない、迷惑メールにそういう規定がございますが、そういうものはないと考えております。

また、消費者保護の観点で総務大臣に対する申出とか苦情処理とかそういったものも迷惑メール

法にはございますけれども、今御説明しましたように、このワン切り行為そのものを規制をするというところでございますので、これで相当抑止効果があるのではないかとというふうに考えておりますし、それ以外の今申しましたような事業者の措置とかそういったものを考えますと、消費者保護というのには図られるのではないかなというふうに考えております。

○木庭健太郎君 加藤副大臣にお尋ねをしておきたいんですが、やはり今度の法律だけ見てしまおうと、どうしても有線電気通信設備の保護というように、法律だけで見てしまおうとすよ、そういう色彩がどうしても強く見えてしまおうし、やはりこれをやる目的というのは、一つはやはり、それを受けて迷惑を受ける側の人たちの観点をどう考えるかということなんだろうと、法律自体を見てしまおうとそう感じるわけですね。

したがって、実際にプロバイダーの責任制限法でも特定電子メール法でも消費者保護という観点から規定がなされているわけです。そういう規定によつて、ある意味では私は消費者保護の効果が出ているんだらうと思いますが、出ているのかどうかというこの確認をするともに、やはり今回の改正、消費者保護という観点というのは、立っていらつしやるんだとは思いますが、全然明記されないものですから、これはどうなのかなという疑問が残ると。

その点について副大臣から答弁を求めています。

○副大臣(加藤紀文君) 今、先生お尋ねのプロバイダー責任制限法、これは今年の五月二十七日から施行されました。この法律におきまして、例えば、内容は御承知のとおりでありますから省かせていただきますけれども、この法律によつていわゆる、何といいますが、これと迷惑メールと、この両方の法律が施行されたことによつてかなりのいわゆる消費者保護といえますが実効が上がつている状況であります。今回のいわゆる有線電気通信事業法の改正により、消費者保護に至る前の

段階で、先ほどから局長や大臣御答弁のとおり、元から断つというわけではありませんが、その行為をした時点で罰則が適用されるわけでありまして、かなり消費者保護の方にも役に立つという考えでおります。

○木庭健太郎君 今回の改正は、言わばどういふものがワン切りかというものを規定するわけですね。そういった意味では、今回の改正によりましてどうなるのかとお尋ねしておきたいんですが、けれども、これ結局、営利を目的としない者が行ワン切りというのは処罰の対象にならないわけですね。さらに、営利事業者が当該事業に関しないで行うワン切り、これも処罰対象外。多数に該当しない程度の数の相手方に受信されることを目的として行うワン切りも処罰の対象外。そういうことになっているわけですが、なぜそうなっているのか、その理由を伺っておきたいと思ひます。

○政府参考人(鍋倉真一君) 今、先生からございましたけれども、逆から申しますとこの四つの要件がこの法律では必要だということで、処罰するためには、一つが営利事業者が当該事業に關して、二つが多数の相手方にワン切りをする目的を有して、三つがワン切り機能を有する装置を用いて、そして四つ目が実際に符号を送信するというところでございますが、ちよつと変な言葉で申しますと、ワン切りというビジネスモデルは、ネットワークをただ使つて不完了呼で目的を達すると。その着信履歴に対して応答するという人間がまず少ないでしょうから、大量にわつとやらなければいけない。しかも、その着信履歴によつて応答した者についても有料な番組を聞かせなきゃいかぬということになりますと、物すごく当たりは少なくなるわけですから、多数の者にやらなければそのビジネスが成り立たないという代物だろうと思ひます。

今回、そういうものを、そういうビジネスモデルであるということに着目をしてこういう要件で絞つてそれを対象にしたということでございますけれども、いわゆるワン切りというのはそういう

ものでございますので、そのワン切り行為に着目をしたということでございます。

○木庭健太郎君 現状はそうだろうと思ひますが、現状は。ただ、本当にこのワン切りという問題、今後どんなふうな形でこの枠外に出てくるかどうか分らない部分も正直あるようなところがあるんですけれども、結局、今後、私が申し上げたいことは、やっぱり受ける側の消費者をどう保護するかという観点に立つてであれば、結局、処罰対象となる、例えば処罰対象となるワン切りであったとしても、電気通信事業者によつてブロックされない限りは利用者の端末には履歴が残つてしまふという問題もあると思ひます。

だから、私が申し上げたいのは、利用者の端末に送信されたワン切りという問題、どうお考えに送られるのかという問題を、先ほど申し上げたように、こういった問題は一つの、うまく法の網をくぐりながらいろんな問題を起して来る、それに対して法律を作る、それに対してまた起きるという問題もあるんですけれども、そういった点について大臣にお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(片山虎之助君) いろんな消費者保護からいったら御議論あると思ひます。ただ、今までも議論してまいりましたように、通信の秘密を最大限守るという観点から必要最小限度ぎりぎりの規制をしているんです。だから、営利でなきゃいかぬとか目的がこうでなきゃいかぬとかそういう制約を付けておりますから、この辺は今後状況を見ながら私は議論していく必要があるんだろうと思ひます。また、法律だけじゃなくて、例えばNTTを始めとする電気通信事業者による約款の改正とか、ブロックですね、受信のプロックサービスとか、あるいは携帯端末の機能を強化していく。例えば、着信開始数秒間音が出ない着信メロディーを提供するとか、呼出し時間が表示する制度とか、いろんなことが端末の機器開発でも考えていかにいかぬのです。こういう



○政府参考人(岩田喜美枝君) 子供の養育や家族の介護を行っている労働者ですが、転居を伴う配置転換の場合には雇用の継続が困難になったり、職業生活と家庭生活の両立の負担が著しく大きくなるといったようなことがございます。このために、前回の育児・介護休業法の改正で第二十六条を新たに設けたわけですが、事業主に對して、育児や介護を行う労働者の転勤について配慮を求めるということになったわけでございます。

委員がおっしゃるとおりでございます。

○八田ひろ子君 本場に法の目的、労働者の雇用の継続と職業と家庭生活の両立ですね、これを踏まえて配慮義務というのがあるわけです。ところが、育児や介護の責任を負うN・T・Tの労働者に対して、この転居が必要な広域転居が大規模に行われていて、非常に困っている方が多い。

お手元の二枚目の資料がその一部なんですけれども、十一月二十一日の衆議院の総務委員会でも矢島議員もこの問題取り上げまして、この表にない方も一杯ありまして、この表にない方で、例えば愛知県豊橋市から東京に単身赴任中のN・T・Tの西日本の方、西日本だけでも東京に単身赴任です、兵道耕三さんという方なんですけれども、この方は、お母さんが七十四歳で身障手帳を持っておられて、元氣なときも介護が必要なんです、メニール氏病の治療や頻りに起こる腸閉塞の対応が日常的に必要で、パートナーは共働きですけれども、足の手術をされて歩行が困難で、子供さんは一番下の方が保育園にまだ通っていらつしやうて送り迎えがある。

こういう兵道さんの状況、家庭の育児、介護の状況を把握しない段階で転勤の内示を出されて、本人は一日前だったのではとびっくりして、これではとても東京に行けない、困ったというふうに言われたらしいんですけれども、その意向をしんじやくすることなく一週間後は着任だということ、今単身赴任なんです。この際、要綱に、ガイドラインですか、あるような育児、介護の代替

手段があるかどうかという確認も行われていないそうです。

私、これでは、仕事を続けながら育児、介護の責任を果たしたいという思いに配慮されていたのか、そういうふうには思えないという例だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 一般論でお話をさせていたいただきたいというふうに思いますが、先ほど議論にありました育児・介護休業法第二十六条に基づきまして事業主はどういうことを求められるかということなんですけれども、育児や介護の状況がどうなっているかというこの把握ですとか、あるいは労働者本人の転勤についての意向をしんじやくをするといったようなことを事業主にやっていただくということが求められております。

ただ、結果を問うものではないといましようか、例えば、今申し上げましたような配慮をしていただいた結果、事業主に對して転勤させないということを求めるとか、あるいは勤務地を別に變更するといったようなことを、そういった結果を求めるという規定ではございませんので、配慮のための手続をしつかり取っていただくということろが大事かというふうに思います。

○八田ひろ子君 今日、皆さんに表をお配りしたのは、今言った例だけでなく、育児・介護責任のある労働者の意向をしんじやくせずには広域転居が、これ一枚だけですけれども、一杯あるんですね。

例えば、この真ん中にあります、北海道の方があるんですけれども、北海道支店総務部人事労働担当課長が何とおっしゃったか。両親の介護等を要するのだというのであれば、なぜ退職、再雇用を選ばなかったのか、こういうことを公式に述べられている。裁判所に出した書類ですけれども、向こう、会社がですね。

育児・介護責任のある労働者はN・T・Tを退職せよ、こんな暴言が平気で横行する。これでは、配慮しないというのが会社の方針でやっているとした

か考えられない。これは法の精神が無視されていると思いませんか、その点ではどうでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今、委員がおっしゃいました、介護責任のある者は会社を辞めよといったようなやり取りがあったかどうかということについては把握しておりませんけれども、もしそういうことが仮にあったということであれば、これは育児・介護休業法の精神、そして二十六条の規定の精神に反することであると思えます。

○八田ひろ子君 本場にそうなんです。

私、大臣に、N・T・Tというのは国が大株主で、法によって総務大臣も監督命令出せるし、報告も聴取できる、公的責任を有する日本を代表する大企業なんです。そういう会社が、日本が批准しているILOの百五十六号条約が求める仕事と家庭の両立を目指した男女共同参画基本法とか育児・介護休業法の精神を無視して、嫌がらせのように遠隔地にこういつた家庭責任のある労働者を転勤させる。こういうのを政府も認めているんだというふうに一般的に思われたら、日本じゅうの企業が、それじゃ仕事か家庭か選択を迫ってリストアップの手段に使うという心配もある。法に穴を空けるといふ心配ですね。これでは、二十一世紀の最重要課題と政府が言われている男女共同参画社会、ジェンダーイコールの社会というのは実現できないと思うんです。

ですから、大臣にもそういう視点から、今日は時間がありますので答弁求めませんけれども、是非認識をしていただいて対処していただきたい、これを強く求めて、私の質問を終わります。

○松岡満壽男君 ワン切りに対する苦情相談が、平成十三年度が十萬四千件ですか、平成十四年度の四月―八月の間で約四萬件に上がっているわけなんですけれども、実際、ワン切り被害でどのようなものがあつたのかをまずお伺いしたいと思えます。

○副大臣(加藤紀文君) 先生御承知のように、このワン切りといいますが、ワン切り業者というのは

が、携帯電話の端末に、着信履歴表示機能を悪用して着信履歴にコールバックさせる、それによって有料の音声サービスとか聞かせまして、当該利用者にその情報料を請求することを目的として多量に発信するというものであります。この被害が、正に昼夜を問わず着信音が鳴ることによって平穩な生活が害される、また今申し上げました着信履歴にコールバックするとアダルト番組などの有料の音声サービスに接続されて、後日、高額な料金を請求されるといった被害の相談が総務省にも寄せられております。

また、電気通信事業者側におきましても、ワン切りが原因となりまして電気通信ネットワークにふくそうが生じまして、電話が長時間にわたるがらつながらなくなるといった被害も生じているところでございます。

○松岡満壽男君 私も、着信の電話番号があつたものだから一回電話しまして秘書に笑われてしまったんですけれども、やっぱり政治家としては着信番号出ていると、つい打ち返す習性があるんです。それからもう恐ろしくなつて携帯電話持たないことになってしまったんですけれどもね。

これで、今度は罰則を規定しているわけですね。ワン切りを受けた者が警察に届け出ることから違反者の摘発というものが有効にこれ本当にできるんではないか。また、今までに違反者の摘発が実際にどの程度行われているのか、それを伺いたいというふうに思います。

○政府参考人(鍋倉真一君) まず、ワン切りが行われたと推測される場合には、受信者や電気通信事業者が捜査当局に告発をするということが考えられます。次に、ワン切りが行われたとの嫌疑が高まれば、捜査当局が令状を取得して捜索、それから押収を行ってワン切り業者を特定するということになるかと考えられます。

なお、先生御質問の今までの例でございますけれども、当然、この法律を今お願いしておりますので、この法律に基づくものはございませんけれども、これまでワン切り事業者、ワン切り業者に

ついで有罪が確定したものとしましては、これら私ども報道で承知をしておりますけれども、わいせつ物陳列罪に該当するということでなされたものがあるというふうに聞いております。

○松岡滿壽男君 この法案自体は私どもも賛成でございまして、これ以上先行議員の質問がいろいろありましたのでいたす考えはございませぬし、今日は十二時からフィリピンのアロヨ大統領の演説がありますし、私も議運のメンバーなものですから十分前に行かなきゃいかぬものですから、この問題につきましてはこれで終わりますが、一点だけ総務大臣、この前、十一月の十九日の記者会見のときに、私も、もう二年ぐらい前ですかね、保利自治大臣のときに陳情問題、年末の。これは山口県から来ると二人六万円ぐらい掛かりますからね。だから、千人来れば六千万掛かるし、二人来れば一億二千万掛かると。全国でもう大変だと思われるんです、これ陳情、年末の。やはりそれについてもう少し対応されただうですかという話をしまして、それはもう来年からきちっと対応したいというようなお話でしたが、せんだっての総務大臣の記者会見で、塩川財務大臣は、陳情が物すごく多く、あれだけのお金や何かどうなんだろうと言われたんで、陳情にたくさん来たほど減らしたらいと私は言いました。全部記録を取って、陳情にたくさん来たところはそれだけゆとりがあるのだから減らすということを記者会見で言っておられるんですが、これ具体的にそれじゃどのように陳情に対応されようと考えておられるのか、その秘策をお教えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(片山虎之助君) 松岡委員から今紹介されましたのは、閣議で塩川さんが、まあ陳情が次から次へゴキブリと言ったんですよ、これは余り適当じゃない言葉ですが、ゴキブリのようにたたたくさん来ると、大変だと、こうおっしゃるから、いやそれを止めるには陳情に来たほど予算を減らしたらどうかと、こういうことを申し上げたんですけれどもね。

今いろんな大会やっているんです、いろんな関

係が、東京で。大会をやっていますから、地方からその大会に來られて、そのついでにというか、その足で各省お回りになっているケースが多いと思います。各省に來て地方の実情を言ったり自分のところの要望を言うことは私一向構わないと思いますけれども、まあぞろぞろぞろぞろ大勢の方が来るのはどうかと前から思っておりますが、それ松岡委員、昔よりは相当少なくなりましたよ。昔はですね、私なんか県におつたころは、部長や副知事になると、県に予算の編成のときにおると、おまへは仕事をしていないと非難されるんですよ。だから、それじゃ東京に來ようかと。東京に來てもすぐ帰るとまた仕事をしていないと怒られちゃいかぬものですから、長逗留したりなんかかをするので、これ見る世間の方も考え直していただかにやいかぬと思いますが、そのころに比べると相当私は今予算編成の期間少なくなりましたし、地方からの陳情も物すごく少なくなつたと思いますけれども、それでもこの十一月末から十二月初め多いですね。

これはやっぱり各地方団体があるいはいろんな關係の団体が節度を持って対応していただくと、こういうことじゃないでしょうかね。ちゃんとした話は私は是非聞かせていただきたいと思えますけれどもね。紙を持ってきて大勢でわつと來られてあつという間にお帰りになるようなことが果たして効果があるのかなと、こういう気がいたしております。特に秘策はありませんが節度をこれからは是非求めたいと考えております。

○松岡満壽男君　大臣と同じように私も地方で市長をやつておりましたので、そういう陳情の経験がずつとありますし、ある面ではやはり多少東京に來ることによつて気晴らしという部分もあるわけですが、問題はやはりこれ国民の税金なんですよ。

それともう一つは、結局今、道路公団の問題も相当もんでおるようだけれども、結局その地方行政におる人たちが先が見えなくなつちやっていると。一体この国のかじ取りというのはどうい

これはやっぱり各地方団体があるいはいろんな関係の団体が節度を持って対応していただくと、こういうことじゃないでしょうかね。ちゃんとした話は私は是非聞かせていただきたいと思えますけれどもね。紙を持ってきて大勢でわつと来られてあつという間にお帰りになるようなことが果たして効果があるのかと、こういう気がいたしております。特に秘策はありませんが節度をこれからは非求めたいと考えております。

○松岡満壽男君　大臣と同じように私も地方で市長をやっておりますので、そういう陳情の経験がずつとありますし、ある面ではやはり多少東京に來ることによつて氣晴らしという部分もあるわけですが、問題はやはりこれ國民の税金なんですよ。

それともう一つは、結局今、道路公団の問題も相当もんでおるようですけれども、結局その地方行政における人たちが先が見えなくなっちゃっている。一体この国のかじ取りというのはどうい

方向に向かつていくんだろつかという危機感もやはり私はあると思うんですね。やはり、だからもう少しこういう方向に行くんだということをやはり示さないと、非常に不安だから、地元においてもやはり東京の様子を見たいという気持ちも私はあると思うんですね。そういうこれからの国の姿というものを、あるいは地方との関係、合併問題も含めてですね、非常に不安に思っているんですね。で、大臣も御指摘のように、国、地方を通じて四兆円も税収が減ると。その中で一体我々どうなるんだろつかという不安がやはりあるというふうに思います。そういうものにひとつきちつとした姿を早く見せるということが大事だと思いますし、もう一つは、やはり陳情が多いところ、逆に予算削るということを書いておられるわけですから、そういう姿をどこかでひとつ見せられることが私は必要と思うんですね、本当に。

そういう問題含めてもう一度大臣の御決意を承つて、私は質問を終わりたいと思います。

である節度を求める、反省を求めるということは検討させていただきます。

○松岡満壽男君　ありがとうございました。

○又市征治君 社民党の又市です。

今、この法改正によつて、つまり刑事罰によつてワン切りを規制しようとしているわけですからけれども、防止の方法はほかにも今、幾つか考えられれますね。一般に、犯罪や迷惑行為に対して刑罰でしか対処できない場合もあるでしょうけれどもこの新しい技術を悪用したこういう行為に対しては技術面からの防止策も検討していくべきではなないか、こんなふうに私は思います。

そこで、総務省が八月に行ったモニタリング・アンケートがありますね。これではモニターの皆さまはワン切りに対してどのような対応を望んでいるのか、多い順に上位三つぐらいを、その割合も含めて御紹介をいただきたいと思います。

○政府参考人 鍋倉真一君 先生今御指摘のモニターのアンケートでございますけれども、これは総務省では平成六年から実施をしておりまして電気通信に関する利用者の意見とか要望等を把握することを目的としております。千人を対象にお願いをしております。本年八月にもこのモニターアンケートを行います。迷惑通信のうちの特にワン切りに関しまして調査を行ったということでございます。

このアンケートではワン切りへの対応策として次の三つが多かったという事でございまして一つが、新たな法を整備してもらいたい、それからもう一つが、電気通信事業者による迷惑通信防止、予防サービスを充実してもらいたい、それから、悪質な業者を取り締まってもらいたいという回答が上位三つでございまして、それぞれ若干遠いと思いますけれども、六割ぐらいの回答があったと、六割、これは複数で回答ができるものですからそれぞれ六割あったという事でございます。

○又市征治君 このモニターの回答ですから、一般国民に比べて日ごろから役所への親近感強いはずですが、必ずしも、今も話ありましたけれど

も、新たに法律を作つて罰しろと言つてゐるのが多かつたというわけではないわけですね。

今年八月に、総務省は迷惑通信への対応の在り方に関する研究会を設けられています。これは八月二十三日に第一回を開いて、わずか四回日の十月四日に報告を出されているわけですが、超特急でのこの報告でデータも載っていないんですけれども、一応技術的な防止策も検討されたようですね。

そこで、二点お伺いをしたいと思います。まず第一は、一番穏やかな商業ベースの対応策として料金を取るというやり方、つまりワン切りは、先ほどもありましたが、現在の課金システムでは料金に計算されないから何万回も発信をしても採算が成り立つ、こういう格好になっているわけですね。そこで、一度でも受信者につながつたら料金に計算するというふうにシステムを変えろとか、あるいは受信側の電話機に着信電話番号を残すのが目的なわけですから、番号を残したら通話が成り立つたときみなすとか、こんなことの検討はされているわけですか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 今、先生御指摘のとおり、ワン切りというのは、我々、不完了呼と言つておりますけれども、いわゆる受信者につながらない、そこに課金はすることになっていないということ、要するにただでネットワークを使うということ、成り立つていないビジネスモデルでございます。

ですから、こういうものに対して課金をするということになりまして、ワン切り事業そのものが成り立たなくなるといふことで非常に効果があることだろうと思ひます。

ただ、この不完了呼に対して課金をするということになりますと、幾つか問題点があるんじゃないかなというふうに思ひます。

一つは、間違ひ電話で、ああ、間違ひたなと思つて切つちゃう、そういうものにも課金をされちゃうということになりかねませんので、なかなかそういう方々を含めた国民利用者の幅広い理解が

得られるかどうかという問題がございます。それから、今現在のネットワークは不完了呼をカウントするシステムがないものですから、課金するためのシステムに多額の設備投資が掛かるといふことで、この設備投資はひいては受信者全体に転嫁されちゃうという問題点がございます。それからもう一つは、国際的にも不完了呼というのは課金が行われていないということでございます。着信履歴を残した場合に限り通話は成り立つたものとみなすといふものについても、今申しましたような同じ問題点があるといふふうに考えております。

なお、特定の場合に課金をするというところでございますが、実際に一部携帯電話事業者で既に導入しておりますけれども、個々の受信者がワン切り業者の電話番号を登録した場合に、以後ワン切り業者がその者に発信をしても電話をブロックして逆に課金されるというような制度は導入しているところでございます。

○又市征治君 もう一つ、技術的対応について伺いますが、報告書が出されて、その三、今後の対応のうち、約款等による対応という箇所、受信者が発信番号を指定しなくてもワン切りを一括して拒否するという意思表示をもらえば局の交換機でブロックすることが可能だといふ意味のことが述べられていますね。

ただ、その要件が大変難しいようだけれども、一定の人数からこの発信者はワン切り業者だからという申告があれば適用する、こんなふうになつていて、また逆に、それを公表して反論権を認めるとも書いてあるわけですね。あるいは、第三者機関でそのブロック指定の公正さを調査をするという方法もあるといふふうに考えられているんでしよう。しかし、通信の秘密があるから勝手に着信履歴を調べることはしないとも書かれている。

この部分、もうちょっと簡潔に御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(鍋倉真一君) ワン切りへの対応策

の一つとして、ワン切り一般について受信を拒否する、受信者からの意思表示に対応して着信をブロックするという方策がこの研究会で提言をされております。これは、今、先生御指摘のとおり受信者側の交換機側でブロックをするといふことになりまして、仮にこの方法が取られた場合には、各受信者がブロックすべき番号を設定しなくてもワン切りの着信を防止するといふことができるという非常に大きな効果がございまして。

ただ、この方法については、どのようにブロックすべき番号を特定するかのところが問題でして、ワン切りだといふことで百人の方から申告があればそれでいいのかといふような問題がございます。例えば、百人を超えれば、受信者からそういう申告があればブロックするといふ、そういう方策を取るといふことは考えられるんですが、ただこれはワン切り以外の発信まで規制することにひよつとしたらかなり大きな問題がございまして、ブロックするワン切り電話番号が実際にワン切りに使われていることの確認方法について更に検討していかなきゃいけないといふふうに考えているところでございます。

○又市征治君 大変困難な仕事作業だとは思ひますが、通信の秘密保護との両立を図りながら、技術革新によつて刑罰以外の取組によつても可能な防止策といふのは積極的に取り組んでいくべきだろうと、こんなふうには思ひます。そのことを政府及び民間通信事業者の皆さんにお願いを申し上げなきゃならぬと、こう思ひます。

私もとしまして、今のこの法改正そのものについては賛成という立場を述べて、終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○委員長(山崎力君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。有線電気通信法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(山崎力君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎力君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十二時三十五分散会

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小零細法人に大増税となる外形標準課税導入の中止に関する請願(第三九一号)

第三九一号 平成十四年十一月二十一日受理  
中小零細法人に大増税となる外形標準課税導入の中止に関する請願

請願者 神奈川県座間市ひばりが丘四ノ八

ノ一七七一四 栗原宏明 外三百九十二名

紹介議員 畑野 君枝君

政府税制調査会は六月に「税制改革の基本方針」を答申し、政府は閣議決定した。「税制改革の基本方針」では、消費税の増税、個人所得税の課税最低限の引下げによる増税など庶民大増税を打ち出す一方、所得課税の税率の平準化と相続税率の累進課税構造の緩和により、超高額所得者、大資産家に有利な減税を進める内容となっている。小泉首相は配偶者特別控除、特定扶養控除などの簡素・集約化の実施を指示し、来年度から配偶者特別控除、特定扶養控除、老人扶養控除を廃止しようとしている。これが実施されると所得税・住民税で一兆一、四〇〇億円の国民負担増になり、影響を受ける国民は二、五〇〇万人と膨大なもので、

深刻な不況の中、大増税計画が強行されれば、景気の足を引つ張ることは明らかである。憲法第二五条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しており、生活費に課税しないのが原則である。課税最低限は、既に生活保護基準ぎりぎりであり、これ以上引き上げるべきではない。消費税の税率を大幅に引き上げようとしていることは、国民生活に打撃を与え、更に消費を冷え込ませるものである。中小零細業者への免税点の引下げや、簡易課税制度の廃止・見直しについても、深刻な不況の中で消費税を転嫁できずに、身銭を切って消費税を支払わざるを得ない、中小零細業者の実態を無視したものであり絶対反対である。日本経済を立て直すためには、消費税を減税し、経済の六割を占める個人消費を増やすこと、家計を直接あたためることが必要である。法人事業税に対する外形標準課税の導入は、大企業には減税、中小零細企業には増税を押し付ける中小零細企業つぶしの税制であり、断じて容認できない。庶民大増税の税制改革は直ちにやめ、国民本位の減税で景気を回復する政策の実施を求める。

ついで、次の事項について実現を図らねたい。  
一、中小零細法人に大増税となる法人事業税に外形標準課税を導入するのをやめること。